

国内募集型企业旅行ご旅行条件書

この旅行条件はエースJTB、JTBmYSTYLE など本文第2項に掲げる各社の国内募集型企业旅行に適用させていただきます

1. 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

2. 募集型企业旅行契約

- (1)この旅行は、以下の各社のうちホームページ・パンフレット等に記載する旅行会社(以下「当社」といいます。)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企业旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。なお、旅行契約には、航空会社が設定する個人旅行運賃(お申し込みの時期・ご利用の宿泊状況によって運賃が変動します) 摘要の航空券を使用するコース (以下「航空運賃変動型コース」といいます) を含みます。
 - (株)JTB(東京都品川区東品川2-3-11 観光庁長官登録旅行業第64号)
 - (株)JTB カイアレック(東京都品川区東品川2-3-11 観光庁長官登録旅行業第712号)
 - (株)JTB 沖繩(沖縄県那覇市旭町112-1 観光庁長官登録旅行業第1492号)
 - (株)JTB ビジネストラベルリゾーション(東京都港区芝浦5-6-52 観光庁長官登録旅行業第1571号)
 - (株)JTB グローバルマーケティング&トラベル(東京都品川区東品川2-3-14 観光庁長官登録旅行業第1723号)
 - (株)JTB ビジネスイノベーターズ(東京都港区港南1-6-31 観光庁長官登録旅行業第1776号)
 - (株)JTB コミュニケーションデザイン(東京都港区芝区3-23-1 東京都知事登録旅行業第2棟7116号)
- (2)当社はおお客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができるように、手配し、旅程管理することを引き受けます。
- (3)旅行契約の内容・条件は、ホームページ・パンフレット等、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面(以下「最終旅行日程表」といいます。)及び、本旅行条件書に定めのない事項は、当社旅行業約款募集型企业旅行契約の部(以下「当社約款」といいます。)によります。当社約款をご希望の方は、当社にご請求下さい。

3-1. 旅行のお申し込みと契約の成立時期

- (1)当社又は「委託販売網」に記載された契約の委託先(以下「当社ら」といいます。)にて必要事項をお申し込みのうえ、ホームページ・パンフレット等に記載した申込金を添えてお申し込みいただきます。申込書の郵送による場合、画面に必要事項を記載したく場合も同様となります。申込金は「申込金」を申込書にお支払いただくときに、その一部として繰り込まれます。また、旅行契約は、当社らが契約の締結を申込書に申込金を受理したとき成立するものといたします。
- (2)①当社らは電話、郵便及びファクシミリ及びインターネットその他の通信手段による旅行契約の予約申し込みを受け付けることがあります。この場合予約の時点では契約は成立しておらず、当社らの予約を承諾する旨の通知がお客様に到達した日の翌日から起算して3日以内にお申し込み内容を確認の上、申込金の支払いをいたしました。なお、商品によっては「申込時に旅行代金全額をお支払いいただきます。この期間内に申込金または旅行代金の支払いがなされない場合、当社らはお申し込みがなかったものとして取り扱います。
- ②お客様が旅行予約サイト等にて「店舗」でお支払いする方法を選択した場合、当社の予約を承諾する旨の通知がお客様に到達した日の翌日から起算して2日以内にお申込み内容を確認の上、申込金の支払いをいたしました。この場合、前項の定めにより契約が成立します。
- ③お客様が、旅行予約サイト等にて、決済を行う方法を選択した場合、第24項の通信契約による旅程条件を適用し、第24項の予約が完了し、契約が成立します。
- (3)旅行契約は、電話によるお申し込みの場合、本項②①に「申込金を当社らよりお申し込みのときに、また、郵便又はファクシミリ及びインターネットその他の通信手段でお申し込みの場合は、申込金の支払いは、当社らの旅行契約を締結する旨の通知がお客様に到達したとき成立いたします。また、お電話、郵便、ファクシミリ及びインターネットその他の通信手段でお申し込みの場合であっても、通信契約によって契約を成立させるときは、第24項③の定めにより契約が成立します。
- (4)当社らは、団体・グループを構成する旅行者の代表として契約責任者から、旅行申し込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなします。
- (5)契約責任者は、当社らが定める日まで「構成者の名簿を当社らに提出しなければなりません。契約責任者は、第26項による第三者提供が行なわれることについて、構成者本人の同意を得るものといたします。
- (6)当社らは、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものでもありません。
- (7)当社らは、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者の契約責任者となります。

3-2. ウェイティングの取扱いについての特約

- 当社は、一部商品に限り、お申し込みいただいた旅行が、その時点で満席その他の理由で旅行契約を締結できない場合であって、当社が承諾し、お客様が希望する場合は、以下により、お客様と特約を取扱い、当社がお客様と旅行契約を締結することでできる状態になった場合に旅行契約を成立させる取扱い(以下「ウェイティングの取扱い」といいます。)をすることがあります。
- (1)お客様がウェイティングの取扱いを希望する場合は、当社らは、お客様が当社からの回答をお待ちいただける期間(以下「ウェイティング期間」といいます。)を確認の上、申込書に申込金相当額をご提出いただきます。この時点で旅行契約は成立しておらず、また、将来に旅行契約が成立することを約束するものではありません。
 - (2)当社らは、前①の申込金相当額を「預り金」として保管し、お客様と旅行契約の締結が可能となった時点でお客様と旅行契約の締結を承諾した旨を通知するとともに預り金を申込金に充当します。
 - (3)旅行契約は、当社らが前②により、旅行契約の締結を承諾した旨の通知が当社がお客様に発した時(ただし、この通知が電子承諾通知の方法によって行われたときはお客様に到達した時)に成立します。
 - (4)当社らは、ウェイティング期間内に旅行契約の締結を承諾できなかった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。
 - (5)当社らは、ウェイティング期間内で当社が旅行契約の締結を承諾する旨を回答する前にお客様からウェイティングの取扱いを解除する旨の申出があった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。この場合、お客様からのウェイティングの取扱いを解除する旨の申出が取消料対象期間にあつたときでも当社は取消料をいたしません。

4. お申し込み条件

- (1)18才未満の方は親権者の同意書が必要です。15歳未満もしくは中学生以下の方のご参加には保護者の同行を条件とさせていただきます。
- (2)ご参加にあたって特別の条件を定める旅行について、参加者の性別、年齢、資格、技能その他条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (3)お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会勢力であることと判明した場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (4)お客様が当社に対して暴力の又は不当な要求行為や取引に關した脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為などを行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (5)お客様が風説を流布したり、偽計や威力を用いて当社らの信用を損傷したり業務を妨害するなどの行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (6)健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障害のある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお使いの方その他特別な配慮が必要とする方は、お申込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出下さい。旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください。あらかじめ当社らからご案内申し上げますので、旅行中に必要となる措置の内容を具体的にお申し出ください。
- (7)前号のお申し出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面でも同行を申し出ていただくことがあります。
- (8)当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の方を、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更するご等を条件とすることがあります。また、お客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申し込みをお断りし、又は旅行契約の解除をさせていただきますことがあります。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために

請し特別な措置に要する費用は原則としてお客様のご負担とします。

- (9)当社は、本項①②⑥⑦⑧の場合で、当社よりお客様にご連絡が必要な場合は、①②⑥はお申し込みの日から、⑥⑦⑧はお申し出の日から、原則として1週間以内にご連絡いたします。
- (10)お客様が旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になった当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるために必要な措置をとらせていただきます。これに伴って一切の費用はお客様のご負担となります。
- (11)お客様の都合による行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件でお受けする場合があります。
- (12)お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (13)その他当社との業務上の都合があるときは、お申し込みをお断りする場合があります。

5. 契約内容及び最終旅行日程表のお渡し

- (1)当社らは、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社等の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡します。契約書面はホームページ・パンフレット等、本旅行条件書等により構成されます。
- (2)本項①の契約書面を補充する書面として、当社らはおお客様に、集合時刻・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表を速くとも旅行開始日の前日までにお渡しします。ただし、お申し込みが旅行開始日の前日より起算してさかのぼって7日前の場合、旅行開始日当日にお渡しすることがあります。なお郵送、電子メール等でお渡しした場合、インターネットを利用したアプリ等でご案内することがあります。

6. 旅行代金のお支払い

- (1)旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日より前にお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日以降にお申し込みの場合は、旅行開始日前の当社らが指定する期日までに前にお支払いいただきます。また、当社にお客様が第24項に規定する通信契約を締結しない場合であっても、お客様が提携カード会社からのカード会員である場合は、お客様の承諾があるときは、提携会社のカードよりお客様の名無記名した旅行代金(申込金、追加代金)として表示したものを含みます。)や第14項に規定する取消料・違約料、第10項に規定されている追加料金及び第13項記載の交替手数料をお支払いいただくことがあります。またこの場合のカード利用日は、お客様からお申し出がない限り、お客様の承諾はいたしません。
- (2)本項①の定めにかかわらず、商品によっては契約と同時に旅行代金全額をお支払いいただきます。なお、一部通信契約においては、当社の契約承諾をする旨の通知がお客様に到達した日から3日以内にお支払いとなります。

7. 旅行代金について

- (1)参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合、満12歳以上の方はおとな代金、満6歳以上(航空旅行利用コースは満3歳以上)12歳未満の方は、こども料金となります。
- (2)旅行代金は、コースごとに表示しています。出発日ごとに表示し、どこも確認ください。
- (3)旅行代金は、第3-1項の申込金、第14項の「取消料」、第14項③の「違約料」、及び第23項の「変更補償金」の額の算出の基準となります。募集広告又はホームページ・パンフレット等における「旅行代金」の計算方法は「旅行代金(又は基本代金)として表示した金額」プラス「追加代金として表示した金額」プラス「割引金」として表示した金額」となります。

8. 旅行代金に含まれるもの

- (1)旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(注釈のないかぎりエコノミークラス)、宿泊費、食事代、入場料・拝観料等及び消費税等諸税。
- (2)添乗員が同行するコースにおける添乗員経費、団体行動に必要な心付け。
- (3)その他ホームページ・パンフレット等において、旅行代金に含まれる旨表示したものの、上記費用はお客様のご都合により、一部利用されなくとも原則として払い戻しはいたしません。

9. 旅行代金に含まれないもの

- 前項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示いたします。
- (1)超過手荷物料金(特定の重量・容量・個数を超える以下について)。
 - (2)宿泊施設利用における宿泊税、空港施設利用料等。(ホームページ・パンフレット等に明示した場合を除きます。)
 - (3)オプション代、電話代、ホテル/レストラン従業員等へのチップ、その他の追加飲食等個人的性質のもの。
 - (4)希望者のみが参加するオプション・ツアー(別塗料料金)の料金。
 - (5)運送機関が発行する付加運賃・料金(例、燃油・料マージ)。
 - (6)自宅から乗車地までの交通費・宿泊費。
 - (7)特別な配慮・処置に要した費用。
 - (8)インターネットを通じた旅行サービス提供による通関料

10. 追加代金と割引代金

- (1)第7項でいう「追加代金」は、以下の代金をいいます。(あらかじめ「旅行代金」の中に含めて表示した場合を除きます。)
- ①ホームページ・パンフレット等で当社が「グレードアッププラン」と称するホテル又は部屋タイプのグレードアップのための追加代金。
- ②「食事のみ」等を基本とする「食事つきプラン」等の差額代金。
- ③お客様がホームページ・パンフレット等で当社が「延泊プラン」と称するホテルの宿泊延長のための追加代金。
- ④その他ホームページ・パンフレット等で「×××××クラス追加代金」「×××追加代金」と称するもの(航空座席のクラス変更に要する取消料、ストリート・エッジの追加代金、航空会社指定ご希望をお受けする旨ホームページ・パンフレットに記載した場合の追加代金等)。
- (2)第7項でいう「割引代金」は、以下の代金をいいます。(あらかじめ、割引引き後の旅行代金を設定した場合を除きます。)
- ①ホームページ、パンフレット等で当社が「早期の前日割引」と称するもの。
- ②その他ホームページ、パンフレット等で「○○○割引代金」と称するもの。

11. 旅行契約内容の変更

- 当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の旅行計画によらない運送サービスの提供その他当該当事者間し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるため必要と認められるときは、お客様にあらかじめ遅くとも当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないとき変更を説明いたします。

12. 旅行契約の額の変更

- (1)旅行契約締結後には、次の費用を除き旅行代金及び追加代金、割引代金の額の変更は一切いたしません。
- (2)当社は本項①の定める適用運賃・料金的大幅な減額がなされるときは、本項①の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。
- (3)旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。
- (4)第11項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用(当該契約内容の変更のためにその提供を受けるに当たって旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない)が増え、かつ、かつ、お客様が旅行に同意し得ない理由が生じた場合、お客様は、運送・宿泊機関等の関係・部屋その他の施設設備の不足が生じたことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。
- (5)当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をホームページ・パンフレット等に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になつた

ときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

13. お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただしこの場合、お客様は所定の事項を記入の上、当社に提出していただきます。(既に航空券を発行している場合、別途再発給に際する手数料として所定の金額をいただきます。(既に旅行契約の地位を譲渡したときこの際、発生し、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方が、その旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。なお当社は、利用運送機関・宿泊機関等が旅行者の交替に応じない等の理由により、交替をお断りする場合があります。)

14. 取消料

- (1)旅行契約の成立後、お客様の都合で旅行をお取り消しになる場合にはホームページ・パンフレット等に記載の取消料を、ご参加のお客様からは1室ごとの利用人数変更に対する差額代金をそれぞれいただきます。
- (2)当社の負担とされないロウンの取扱上の事由に基づき、お取り消しになる場合も所定の取消料をお支払いいただきます。
- (3)旅行代金が期日までに支払われないときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものと、取消料と同額の違約料をいただきます。
- (4)お客様の都合による出発日およびコースの変更、運送・宿泊機関等旅行中の一部の変更(航空運賃変動型コースにおいては、利用する航空便名の変更および座席クラスの変更を含みます)については、ご旅行全体のお取り消しとみなし、所定の取消料を収受いたします。

15. 旅行開始前の契約解除

- (1)お客様の解除権
 - ①お客様はホームページ・パンフレット等に記載した取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし契約解除のお申し出は、お申込日の営業時間内にお受けします。
 - ②お客様は次の項目に該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除することができます。
 - a. 旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第23項の表左欄に掲げるものその他の重要なものである場合に限りです。
 - b. 第12項①に基づき、旅行代金が増額改定されたとき。
 - c. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき。
 - d. 当社がおお客様に対し、第5項②に記載の最終旅行日程表を同項に規定する日までにお渡ししなかったとき。
 - e. 当社の責に帰すべき事由により、ホームページ・パンフレット等に記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能となったとき。
- (2)当社は本項①の①により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引き払い戻しいたします。取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また本項①の②により、旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)全額を払い戻しいたします。

(2)当社の解除権

- ①お客様が第6項に規定する期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除することができます。このときは、本項①の①に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
- (2)次の項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することができます。
 - a. お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他旅行参加条件を満たしていないときかつ明らかになったとき。
 - b. お客様が第4項③から⑤までのいずれかに該当することが判明したとき。
 - c. お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
 - d. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。
 - e. お客様が旅行内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
 - f. お客様の人数がホームページ・パンフレット等に記載した最少権行人員に満たないとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日より前(日曜日旅行は3日目にあたる日より前)に旅行中止のご通知をいたします。
 - g. スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のようにより、当社があらかじめ明示した実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれがあるとき。
 - h. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、ホームページ・パンフレット等に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき。

- (3)当社は本項②の①により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から違約料を差し引いて払い戻しいたします。また本項②の②により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)の全額を払い戻します。

16. 旅行開始後の契約解除

(1)お客様の解除権

- ①お客様のご都合により途中で離脱した場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
- ②お客様の責に帰さない事由によりホームページ・パンフレット等に記載した旅行サービスを提供を受けられない場合には、お客様は、取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービス提供に係る費用を請求することができます。
- (3)本項①の①の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額を旅行者に払い戻します。ただし、当該事由が当社の責に帰すべき事由によらない場合において、当該金額から、当社が当該旅行サービス提供機関等に対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

(2)当社の解除権

- (1)当社は次に掲げる場合においてはおお客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することができます。
 - a. お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められたとき。
 - b. お客様が第4項③から⑤までのいずれかに該当することが判明したとき。
 - c. お客様が旅行内容を安全かつ円滑に実施するための添乗員等その他の者による当社の指示への違反、又はお客様が旅行に同意し得ない理由が生じたことによる暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱すこと、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
 - d. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき
- (2)解除の効果及び払い戻し
 - 本項①の①に記載した事由で当社が旅行契約を解除したときは、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料・違約料その他の名目でも既に支払い、又は支払わなければならない費用があるときは、これをお客様の負担とします。この場合、当社は旅行代金のうち、お客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に支払い又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻しいたします。
 - 本項①の②のa、dにより当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じてお客様のご負担で出発地に戻るための必要な手配をいたします。
- (3)当社が本項②の①の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とおお客様との間の契約関係

